

騒音規制法及び振動規制法 に係る届出の手引き

—目次—

1 特定施設に係る届出の概要	1～4 ページ
2 特定施設設置届出書の作成	5～7 ページ
3 特定施設の変更	8～10 ページ
4 特定建設作業実施届出書の作成	11～14 ページ
5 参考資料	15～16 ページ

1. 特定施設にかかる届出の概要

(1) 概要

指定地域内で、金属加工機械や空気圧縮機など、騒音・振動を発生する一定の施設(特定施設)を設置する事業者は、施設の設置工事の30日前までに、町長に届出をしなければなりません。

※初回の届出に限ります。特定施設の追加・変更等の届出については8ページをご参照ください。

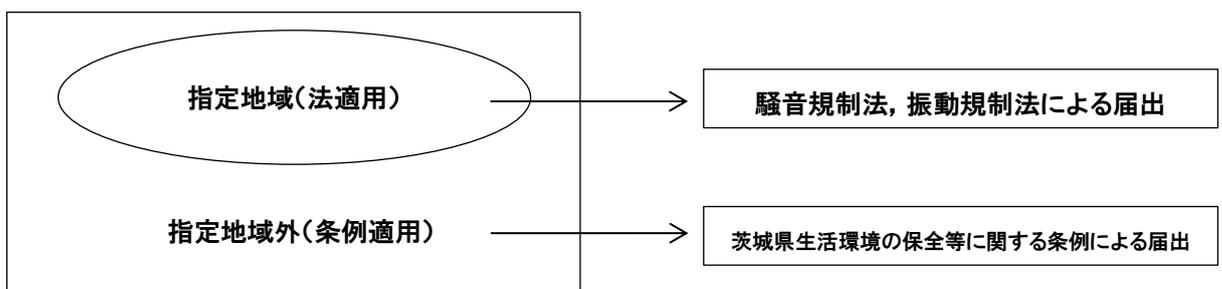
(2) 特定施設について

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定める施設(3~4 ページ参照)をいいます。

(3) 指定地域及び規制基準について

届出が必要となる区域とは、茨城町の区域のうち都市計画法で定められた工業専用地域を除く区域です。なお、指定地域における詳細及び規制基準については15ページを参照してください。

工業専用地域においては、騒音規制法及び振動規制法の指定地域外となりますが、茨城県生活環境の保全等に関する条例の規制が適用となります。条例による特定施設及び規制基準については、茨城県のホームページで確認することができます。なお、県条例に基づく届出先は茨城町になりますので、提出の際には、茨城町に提出してください。

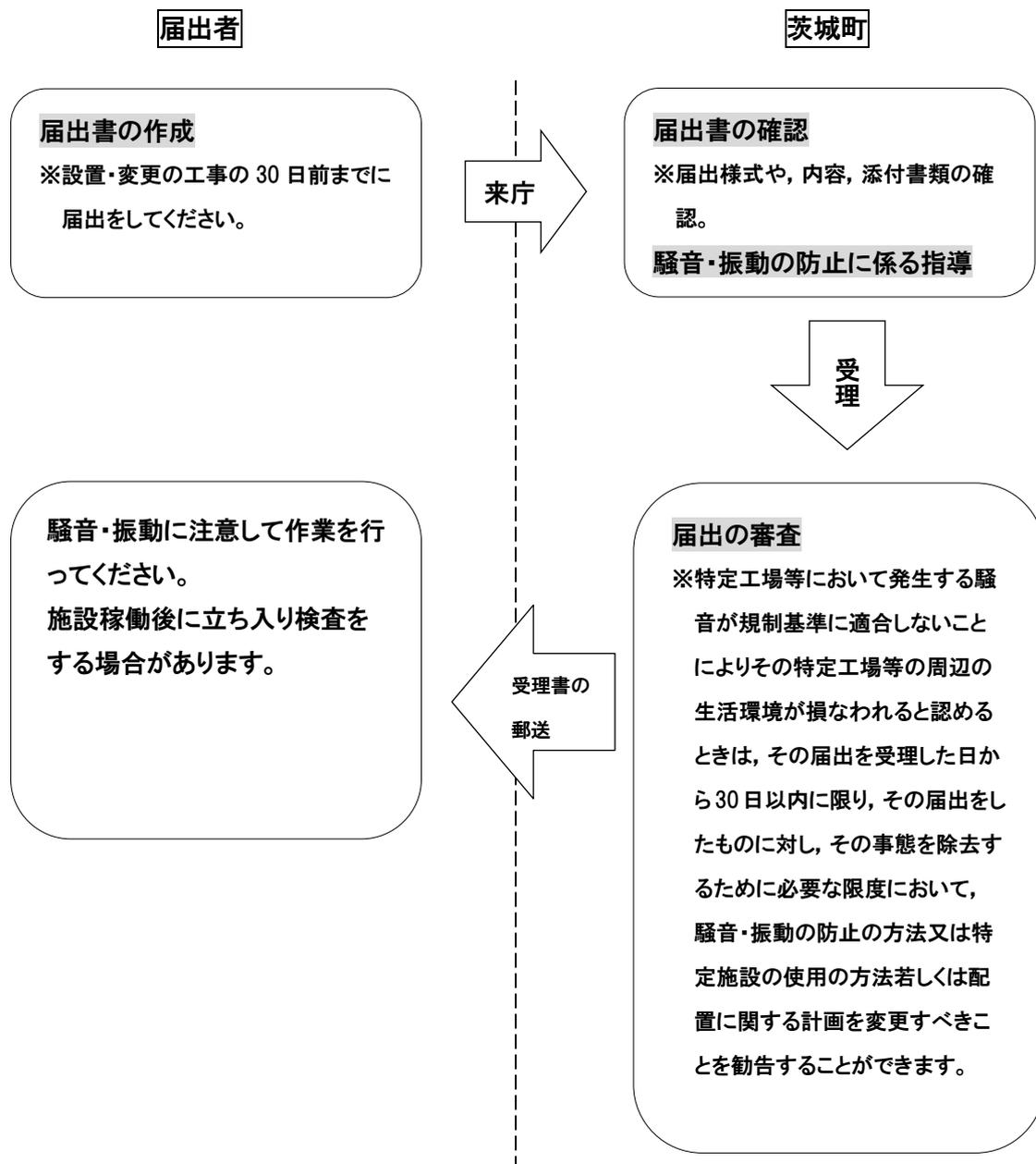


(4) 届出内容・添付書類

特定施設設置届出書(様式第1)に必要な書類を添付して2部提出してください。詳しくは6ページを参照してください。

特定施設に係る届出フロー図

(1) 設置届・変更届について



【問合わせ・提出先】

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町小堤1080

茨城町役場 生活経済部みどり環境課 環境グループ(9番窓口)

TEL 029-240-7135(直通)

FAX 029-292-1193

騒音規制法に規定する特定施設

	特定施設の種類
1	<p>金属加工機械</p> <p>(イ)圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ロ)製管機械</p> <p>(ハ)ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ニ)液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>(ホ)機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>(ヘ)せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ト)鍛造器</p> <p>(チ)ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>(リ)ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>(ヌ)タンブラー</p> <p>(ル)切断機(といしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>(イ)コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容器が 0.45 立法メートル以上のものに限る。)</p> <p>(ロ)アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機械</p> <p>(イ)ドラムパーカー</p> <p>(ロ)チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ハ)碎木機</p> <p>(ニ)帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ホ)丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ヘ)かんな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳型造成機(ジヨルト式のものに限る。)

振動規制法に規定する特定施設

	特定施設の種類
1	金属加工機械 (イ)液圧プレス(矯正プレスを除く。) (ロ) 機械プレス (ハ)せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) (ニ)鍛造機 (ホ)ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械 (イ)ドラムバーカー (ロ)チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成型機
10	鑄造型機(ジヨルト式のものに限る。)

※騒音規制法と振動規制法に共通する特定施設であっても、対象となる能力や定格出力が異なる場合があります。

	騒音規制法	振動規制法
機械プレス	呼び加圧能力 294kN以上	すべて
せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW以上	原動機の定格出力が 1kW以上
チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW以上	原動機の定格出力が 2.2kW以上
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が 2.2kW以上

2. 特定施設設置届出書の作成

(1) 様式第1「特定施設設置届出書」の作成

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の設置については、両方の届出が必要になります。

《騒音規制法様式第1記入例》

様式第1					
特定施設設置届出書					
					平成〇〇年〇〇月〇〇日
茨城町長殿					
届出者 〇〇株式会社 茨城県東茨城郡茨城町〇〇1-1					
〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名〕					
騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。					
工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇事業所		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	茨城町〇〇1-1		※ 受理年月日		年月日
工場又は事業場の事業内容	自動車部品加工業		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	30名		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
機械プレス	〇〇	294kN	1	8:30	17:00
空気圧縮機	〇〇	15kW	3	8:30	17:00

印

代表者印を押印してください。

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塙の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

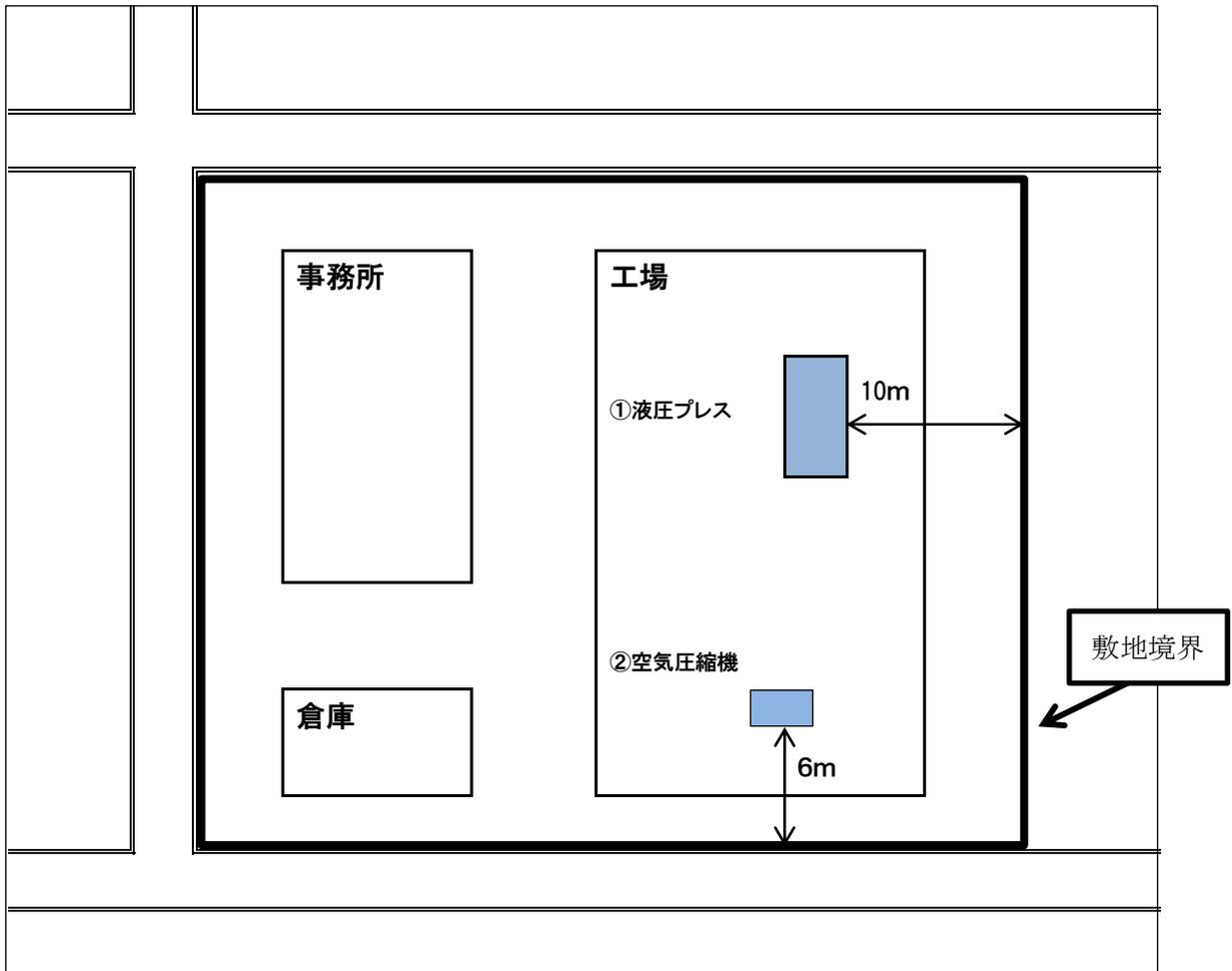
(2) 添付書類

特定施設から発生する騒音・振動を予測するために、次の資料を添付してください。

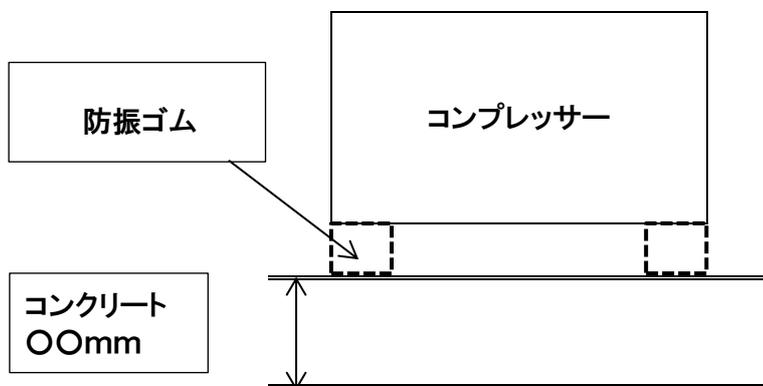
添付書類	騒音	振動	添付書類
①	○	○	工場等への案内図及び付近の状況図
②	○	○	作業工程図 ※作業・業務内容、今回届出をする特定施設の用途等を簡単に説明してください
③	○	○	敷地内における建物の配置状況図
④	○	○	工場等建物の平面図 ※特定施設が設置されている階のみで可 ※添付資料③に記入しても可
⑤	○	○	特定施設の配置状況図 ※特定施設の名称、能力及び特定施設ごとに最も近い敷地境界までの距離を記入 ※添付資料③に記入しても可
⑥	○	○	工場等の立面図 ※立面図がない場合は、工場の写真での代用も可
⑦	○	○	建物の断面図又はかなばかり図 ※建物の壁の構造がわかるもの
⑧	○	○	特定施設の仕様書、カタログ又は図面等 ※定格出力(kW)や能力(kN)が分かるもの
⑨	○		音源の防音措置や消音機の構造図、その他騒音防止を示す資料
⑩	○		騒音の処理方法概要書
⑪		○	特定施設の設置場所の基礎断面図及び防振措置を示す図面又は資料
⑫	○	○	本届出に関する問い合わせ先及び、受理書の送付先

※添付資料は、特別の事情のあるものを除き、A4の大きさとしてください。A4以上の書類についてはA4に折り、左側を届出書とともに綴じてください。

《添付資料③～⑤例》敷地の平面図・建物の配置状況図・特定施設の配置状況図



《添付資料①例》特定施設の設置場所の基礎断面図



3. 特定施設の変更

(1) 届出をする時期

特定施設の種類、数、騒音・振動防止の方法などに変更をしようとするときは、変更に係る工事の日の30日前までに、町長に届出しなければなりません。

※初回の届出については5ページ(2、特定施設の設置)を参照ください。

(2) 届出が必要な変更と届出様式

届出事由	騒音規制法の届出様式	振動規制法の届出様式
特定施設の数の変更	様式第3「特定施設の種類ごとの数変更届出書」	様式第3「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」
特定施設の使用開始・終了時刻の変更	届出不要	様式第3「特定施設の使用の方法変更届出書」
特定施設の騒音・振動の防止方法の変更	様式第4「騒音の防止の方法変更届出書」	様式第4「振動の防止の方法変更届出書」

※騒音規制法については、特定施設の種類ごとの数が減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合はこの限りではない。

振動規制法については、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合はこの限りではない。

(3) 特定施設に係るその他の届出

① 氏名等変更届出書(様式第6)

法人の名称・住所・代表者の氏名等又は工場の名称等を変更した際には、変更の日から30日以内に町長に届け出なければなりません。

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の場合は、両方の届出が必要になります。

② 特定施設使用全廃届出書(様式第7)

特定施設のすべての使用を廃止したときは、廃止の日から30日以内に町長に届け出なければなりません。

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の場合は、両方の届出が必要になります。

③ 承継届出書(様式第8)

特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者や相続、合併又は分割により特定施設のすべてを承継した法人については、その承継があった日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければなりません。

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の場合は、両方の届出が必要になります。

④ 特定施設使用届出書(様式第2)

騒音規制法・振動規制法に係る指定地域が変更になったり、新たに特定施設が追加指定されるなどの事情により特定工場の設置者になった場合には、「特定施設使用届出書」を町長に届け出なければなりません。

《騒音規制法様式第3記入例》

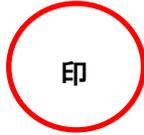
様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
届出者
〇〇株式会社
茨城県東茨城郡茨城町〇〇1-1



騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について届け出ます。

代表者印を押印してください。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇事業所		※ 整 理 番 号					
工場又は事業場の所在地	茨城町〇〇1-1		※ 受 理 年 月 日		年 月 日			
			※ 施 設 番 号					
			※ 審 査 結 果					
			※ 備 考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
液圧プレス	〇〇	980kN	0	1	-	8:30	-	17:00
機械プレス	〇〇	294kN	1	3	8:30	8:30	17:00	17:00

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

《騒音規制法様式第6記入例》

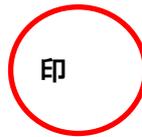
様式第6

氏名等変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨城町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
届出者
〇〇株式会社
茨城県東茨城郡茨城町〇〇1-1



氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、
り届け出ます。

代表者印を押印し
てください。

変更の内容	変更前	代表取締役:〇〇	※ 整理番号	
	変更後	代表取締役:△△	※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		平成〇〇年〇月〇日	※ 施設番号	
変更の理由		代表者変更のため	※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

4. 特定建設作業実施届出書の作成

(1) 特定建設作業とは

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。指定地域として定めた地域で特定建設作業を行う際には、作業開始の7日前までに町長に届け出なければなりません。

(2) 届出内容・添付資料

特定建設作業実施届出書(様式第9)に下記の書類を添付して2部提出してください。届出書の記載内容について詳しくは14ページを参照してください。

- ①建設作業付近の見取り図
- ②工事工程表
- ③使用する重機等の概要がわかるもの

(3) 届出が必要な建設作業

届出が必要な建設作業については、13ページを参照してください。

(4) 届出が必要になる指定地域及び規制基準

- ①騒音規制法に規定する指定地域及び規制基準

区域の区分		規制基準
第1号区域	第1種区域	85デジベル以下 19～7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の 禁止
	第2種区域	
	第3種区域	
	第4種区域の内、次に掲げる施設の敷地の周囲 80メートルの区域内	
	学校	
	保育所	
	病院及び診療所の内、患者の収容施設を有するもの	
	図書館 特別養護老人ホーム 幼保型連携型認定こども園	
第2号区域	第4種区域	85デジベル以下 22～6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の 禁止

備考

ア、第1種区域・・・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

イ, 第2種区域…第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域

ウ, 第3種区域…近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 用途地域の指定のない区域

エ, 第4種区域…工業地域

※工業専用地域においては、騒音規制法及び振動規制法の指定地域外となりますが、茨城県生活環境の保全等に関する条例の規制が適用となります。

②振動規制法に規定する指定地域及び規制基準

区域の区分		規制基準
第1号区域	第1種区域	75デシベル以下 19～7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の 禁止
	第2種区域として指定された区域のうち工業地域を除く区域	
	工業地域の内、次に掲げる施設の敷地の周囲 80メートルの区域内	
	学校	
	保育所	
	病院及び診療所の内、患者の収容施設を有するもの	
	図書館	
特別養護老人ホーム		
幼保型連携型認定こども園		
第2号区域	第2種区域として指定された区域のうち工業地域	75デシベル以下 22～6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の 禁止

備考

ア, 第1種区域…第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域

イ, 第2種区域…近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域

用途地域の指定のない区域

※工業専用地域においては、騒音規制法及び振動規制法の指定地域外となりますが、茨城県生活環境の保全等に関する条例の規制が適用となります。

騒音規制法に規定する特定建設作業

	特定建設作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立法メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

振動規制法に規定する特定建設作業

	特定建設作業の種類
1	くい打機(もんけん及び圧力式くい打機を除く。), くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

《騒音規制法様式第9記入例》

様式第9

特定建設作業実施届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

茨 城 町 長 殿

届出者 **〇〇建設会社**
茨城県東茨城郡茨城町〇〇1-1

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
電話番号 029-292-〇〇△△

印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとお
ます。 代表者印を押印し
てください。

建設工事の名称	〇〇ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	事務所			
特定建設作業の種類	3, さく岩機作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ハンドブレーカー 2台			
特定建設作業の場所	茨城町小堤〇-〇-〇			
特定建設作業の実施の期間	自 平成〇年2月 3日		22日間	
	至 平成〇年2月24日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8 時	至 17 時	日曜, 休日を除く 16日	1日当たり 8時間
騒音の防止の方法	低騒音型機械の採用 防音パネル設置 防本シートの養生			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	△△商事株式会社 代表者 茨城 太郎 茨城町小堤〇-〇-〇 電話番号(0000)0000			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	茨城 次郎 茨城町小堤〇-〇-〇 電話番号(0000)0000			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	□□建設株式会社 代表者 新藤 三郎 茨城町奥谷〇-〇-〇 電話番号(0000)0000			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	相恩 四朗 茨城町奥谷〇-〇-〇 電話番号(0000)0000			

5. 参考資料

(1) 特定工場等に係る騒音・振動の規制基準

① 騒音規制法の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
	地域			
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55※	50※	45※
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域	65※	60※	50※
第4種区域	工業地域	70※	65※	55※

※第2, 3, 4種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

ア, 学校

イ, 保育所

ウ, 患者を入院させるための施設を有する病院及び診療所

エ, 図書館

オ, 特別養護老人ホーム

カ, 幼保連携型認定こども園

②振動規制法の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
	地域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域	65※	55※
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
第2種区域	近隣商業地域	70※	60※
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	用途地域の指定のない区域		

※次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

ア, 学校

イ, 保育所

ウ, 患者を入院させるための施設を有する病院及び診療所

エ, 図書館

オ, 特別養護老人ホーム

カ, 幼保連携型認定こども園